



島根県報

令和3年10月15日（金）

号外 第 116 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

告 示

島根県告示第617号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

別表の注の1中「令和3年10月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和3年10月15日から施行する。